

答 申

1 審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書を部分開示決定としたことは、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 開示請求

開示請求者は、令和 2 年 7 月 2 日付けで、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、次の 2 件の内容の開示請求を行った。

ア 令和 2 年 2 月 20 日に県に対し、浜田市の病児保育事業は「適切な看護とケアを行っていた」と報告している。このことを証明する文書のすべて

イ 令和 2 年 6 月 24 日の市議会において、健康福祉部長が「斎藤医院で行われていた病児保育は、国の要綱を守っていた」と答弁した。このことを証明する文書のすべて

(2) 部分開示決定

ア 実施機関は、当該 2 件の開示請求につき、該当する公文書として、いずれの開示請求についても、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

（ア） 病児及び病後児保育事業実施計画書（平成 23 年度分～平成 29 年度分）（以下「本件実施計画書」という。）

（イ） H291026 訪問記録報告書（以下「本件訪問記録報告書」という。）

イ 実施機関は、本件公文書の記録を確認し、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する不開示情報を除き、いずれの開示請求についても、令和 2 年 7 月 16 日付けで、条例第 11 条第 1 項の規定により部分開示決定（浜田市指令子第 448 号及び第 449 号。以下これらを「本件処分」という。）をし、開示請求者に通知した。

(3) 審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和 2 年 9 月 28 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関

に対してそれぞれ審査請求を行った。

(4) 諮問

実施機関は、2 件の審査請求は審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様で同じ公文書を開示していることから、これらの審査請求に係る審理手続を併合した上で、令和 2 年 11 月 4 日付けで、条例第 19 条第 1 項の規定により浜田市情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

- ア 開示で求めた内容と一切関係のない文書を開示された。
- イ 訪問記録に虚偽記載がある。
- ウ 以上のことから、本件処分は、違法又は不当である。

(2) 審査請求の理由

- ア 病児及び病後児保育事業を適正に実施していたことを確認するための証拠文書の開示を求めたにもかかわらず、実施計画書が開示された。実施計画書は、あくまで「計画」であることから実際にそのとおりに病児及び病後児保育事業が適正に実施されたことの証明にはならない。
- イ 本来であれば、病児及び病後児保育事業が実施計画書や委託契約どおりに実施されていたかを確認することができる何らかの公文書が存在すべきである。
- ウ 島根県から病児及び病後児保育事業を適正に実施していたことを証明する文書の提出を求められた際には、浜田市は、島根県に対して証明する文書は存在しないと回答している。
- エ 本件訪問記録報告書については、虚偽の内容が記載されているものであるから、病児及び病後児保育事業が適正に実施されたことの証明にはならない。
- オ このことから、開示を求めた公文書（証明する文書）は不存在であると考える。

4 実施機関の主張

実施機関が本件処分に関して主張する要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る「適切な看護とケアを行っていた」や「国の要綱を守

- っていた」との発言及び報告は、同一の認識に基づくものであり、そのことから2件の審査請求に係る審理手続を併合して諮問したものである。
- (2) 「病児及び病後児保育事業において職員がどのように配置されていたか」を事後において直接確認することができる公文書はなく、職員の配置計画が記載されている本件実施計画書が本件公文書の一部に該当すると判断した。
 - (3) 本件実施計画書は「計画」であることから、病児及び病後児保育事業を実施する医院（以下「医院」という。）を訪問して職員配置の実態を確認及び記録した本件訪問記録報告書を、本件実施計画書の補完として特定し、併せて開示した。
 - (4) 本件実施計画書と本件訪問記録報告書を併せて開示することで、病児及び病後児保育事業において職員がどのように配置されていたかを確認したことを証明する資料になると考える。
 - (5) 島根県に対して「証明する文書は存在していないと回答している」ことについては、職員配置について直接確認することができる公文書はないという意図であり、また、本件公文書については、それ以前に島根県に対して提出済みである。
 - (6) 以上のことから、本件処分は、妥当である。

5 本審査会の判断

(1) 本件審査請求に係る審査について

ア 本件審査請求は、病児及び病後児保育事業に関して、実施機関が島根県に報告し、又は浜田市議会において発言した内容を証明する文書（以下「証明する文書」という。）に係る審査請求である。

イ 本審査会は、本件公文書が証明する文書に該当するか否か、及び本件公文書以外に証明する文書が存在するか否かについて検討する。

(2) 本件公文書について

ア 本件実施計画書は、医院から浜田市に提出された「計画」であり、当該事業を実施する上での職員の配置計画について記載されている。

イ 本件訪問記録報告書は、浜田市職員が医院を訪問して確認及び協議した際の記録報告書であり、本件実施計画書からは読み取ることができない職員配置の実態について医院から聞きとり、適切な看護とケアを行っていたことを確認した旨が記載されている。

(3) 本件公文書の証明する文書としての該当性について

ア 本件実施計画書は、病児及び病後児保育事業を実施する前に提出される「計画」であることから、これのみをもって当該事業がその「計画」どおりに実施されたか否かを確認することはできない。

イ その上で、本件訪問記録報告書に病児及び病後児保育事業に係る職員配置の実態を確認した旨の記録があることから、これを本件実施計画書と併せて開示することで、当該職員配置の実態を確認することができ、これにより証明する文書に該当するとすることは、合理性があると認められる。

(4) 本件公文書以外に証明する文書が存在するか否かについて

ア 本審査会は、病児及び病後児保育事業に関して、国、島根県、浜田市及び医院の間で行う手続における本件公文書以外の実績報告書等の提出を受け、調査したところ、本件公文書以外に職員配置が記載された公文書はないことを確認した。

イ あわせて、本審査会は、本件公文書以外の実績報告書等に職員配置を記載する義務がないか調査するため、病児及び病後児保育事業に係る実施要綱、補助金交付要綱等の規程を確認したところ、国、島根県、浜田市及び医院の間で、職員配置に係る記載の義務がある書類は、本件実施計画書のみであることを確認した。

ウ また、ア及びイに加えて、本審査会が本件公文書以外の病児及び病後児保育事業に係る公文書を調査する中で、本件訪問記録報告書以外のいくつかの訪問記録報告書等に、病児及び病後児保育事業に係る職員配置の実態に係る記載があるものが見受けられたが、いずれも本件訪問記録報告書と内容が重複するものであり、本件訪問記録報告書を開示することで証明する文書に足りると判断する。

(5) 本件公文書の記載内容の真偽等について

ア 審査請求人は、本件公文書に虚偽記載がある、病児及び病後児保育事業が適正に行われたことの履行確認の仕組みがない、島根県への回答と対応が異なる等の疑念を述べている。

イ これらについては、病児及び病後児保育事業の実施に係る疑義であり、公文書の開示に関する審査を所掌する本審査会で判断すべき事項ではないことから関知しない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 本審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 11 月 4 日	・ 実施機関から本審査会に対し諮問
令和 2 年 11 月 30 日	・ 審査請求人から意見書（提出依頼分）を受理
令和 2 年 11 月 30 日	・ 実施機関から資料（提出依頼分）を受理
令和 2 年 12 月 15 日	・ 令和 2 年度第 1 回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和 2 年 12 月 18 日	・ 実施機関から資料（提出依頼分）を受理
令和 2 年 12 月 22 日	・ 審査請求人から資料を受理
令和 2 年 12 月 22 日	・ 令和 2 年度第 2 回会議 審査請求人から意見聴取 審議
令和 3 年 1 月 6 日	・ 実施機関から資料（提出依頼分）を受理
令和 3 年 1 月 12 日	・ 令和 2 年度第 3 回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和 3 年 1 月 18 日	・ 実施機関から資料（提出依頼分）を受理
令和 3 年 2 月 1 日	・ 審査請求人から資料を受理
令和 3 年 2 月 2 日	・ 令和 2 年度第 4 回会議 審査請求人から意見聴取 実施機関から意見聴取 審議 答申案の審議
令和 3 年 2 月 17 日	・ 審査請求人から資料を受理
令和 3 年 2 月 17 日	・ 委員に答申案の審議を依頼
令和 3 年 2 月 26 日	・ 答申の決定
令和 3 年 2 月 26 日	・ 本審査会から実施機関に対し答申

(参考)

浜田市情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	現職	備考
岩本浩史	島根県立大学教授	会長
岡本寛	島根県立大学准教授	
寺田悟	行政相談委員	
名古屋薫	司法書士	
渡部恵子	元・浜田市職員	